

有償サービス約款

発注者（以下、甲という）と受注者であるリアルコネクト株式会社（以下、乙という）は、乙が提供する有償サービス（以下、本件委託業務という）につき、次のとおり同意します。また、甲と乙との間に締結された契約書が存在し、この有償サービス約款（以下「本約款」という）との間に矛盾が生じた場合には、本約款が優先されるものとします。

第1条（本約款と個別契約）

本約款は、甲が乙に委託する本件委託業務の提供に関する基本事項を定めたものであり、当該約款を適用する旨を記載した乙から提出される見積書および仕様書に基づく甲からの発注を個別契約とします（以下「個別契約」という）。個別契約には、本約款の各条項を適用します。但し、本約款と個別契約の条項に矛盾が生じる場合には、個別契約の条項を優先して適用します。

第2条（適用条項）

本件委託業務が準委任契約である場合、本約款の別紙1「準委任条項」の条項が適用され、本件委託業務が請負契約である場合、本約款に加え別紙2「請負条項」の条項が適用されます。

第3条（委託料金）

本件委託業務の対価として、甲は乙に対して個別契約に定める委託料金を支払うものとします。

第4条（支払方法）

甲の乙に対する委託料金の支払については、甲は、本件委託業務ごとに、乙の請求に基づき、別紙または別紙2に定める方法により、乙の指定する銀行口座に振り込み、乙に支払います。なお、振込手数料は甲の負担とします。

第5条（主任担当者）

- 甲及び乙は、本件委託業務を円滑に遂行するために、本件委託業務の主任担当者を各々定めます。
- 甲及び乙は、本件委託業務遂行のための連絡、確認などを原則として主任担当者を通じて行います。

第6条（本件委託業務遂行の前提）

本件委託業務の成果物を参考にした甲の判断は、専ら甲の責任で行われるものとします。

第7条（甲の一般義務）

甲は、乙が本件委託業務を行ううえで必要となる技術資料、業務資料など及び甲保有のシステムなどの開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を適宜乙に無償で貸与するものとします。

第8条（個別契約の変更）

- 本件委託業務の実施内容の変更は、両当事者の変更契約書を締結して契約内容を変更することをもってのみ、行うことができるものとします。但し、次条の定めに従い仕様書の変更を行う場合はこの限りでありません。
- 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すことのできない事由により、個別契約に定める納入日までに成果物を納入できないおそれがある場合、乙は、甲に対し、納入日の変更及び委託料金の増額を求めることができます。

第9条（仕様書等の変更）

- 甲又は乙は、仕様書又は甲及び乙の間で合意した本件委託業務に関わる条件等（以下「仕様書等」という）の内容の変更の申し入れを行う場合、書面に変更の内容、理由などを明示して主任担当者の記名押印を行ったうえで、これを相手方に通知することをもってのみ行い得るものとします。
- 前項に基づく相手方からの仕様書等の変更の申し入れがあった場合、甲及び乙は、当該申し入れがあった日から10日以内に変更の内容及び可否につき協議を行うものとします。乙は、甲が乙に対し仕様書等の変更を求めたことにより追加費用の発生が見込まれる場合、納期の変更及び委託料金の増額を求めることができます。なお当該協議期間内に協議が調わない場合、乙は当該申し入れ前の契約条件に従って、作業を実施することができるものとします。
- 前項に基づく協議の結果、変更の内容が、個別契約に定める金額、納期及びその他の契約条件に影響を及ぼすものであると両当事者が判断した場合には、前条第1項本文に基づき変更契約書を締結することをもってのみ、仕様書等の変更を行うことができるものとします。
- 本条に基づく仕様書等の変更を行う場合には、甲及び乙は当該仕様書等を変更した資料（以下変更仕様書等という）を作成するものとします。但し甲及び乙が協議のうえ、その変更が軽微なものであると判断した場合には、変更の内容、理由などを明示した書面をもって変更仕様書等に代えることができるものとします。
- 甲及び乙の主任担当者が前項に基づく変更仕様書等又は当該書面に代わる書面に記名押印を行うことをもって、仕様書等の変更内容が確定するものとします。

第10条（知的財産権）

- 本件委託業務の過程で生じた特許権、実用新案権（特許、実用新案を受ける権利を含み、以下特許権等という）の帰属については、本条各項に定めたとおりとします。
- 甲が単独で行った発明、考案（以下「発明等」という）から生じた特許権等については、甲単独に帰属するものとします。
- 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等については、乙単独に帰属するものとします。
- 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とします。この場合甲及び乙は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承及び対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとします。
- 乙が本件委託業務の受注前より保有する特許権等を用いて本約款に基づく成果物を作成した場合、又は前項により特許権等が生じ、当該特許権等が成果物に及ぶ場合には、乙は甲に対し、当該特許権等について、甲が自ら成果物を使用するために必要な範囲で、無償の通常実施権を実施許諾するものとします。
- 甲は、乙が本件委託業務の遂行にあたり、OSS（オープンソースソフトウェア）やソフトウェアの画面キャプチャー等の第三者の著作物を利用し、成果物を作成する場合があることを認めるものとします。
- 本件委託業務により乙から甲に納入された成果物に関する著作権の帰属については、仕様書に別段の定めがない限り、以下に定めたとおりとします。
 - 新規に作成された成果物
成果物のうち本件委託業務によって新規に作成された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）については、乙に帰属するものとします。この場合、乙は甲に対し、当該成果物について、甲が成果物を自ら使用するのために必要な範囲で、乙に帰属する成果物に関する著作権に基づく利用を無償で許諾するものとします。
 - 甲又は乙が従前から有していた成果物
本件委託業務の発注および受注前から甲又は乙がそれぞれ有していた著作権は、それぞれ甲又は乙に帰属するものとします。この場合、甲及び乙は相手方に対し、本件委託業務に基づく成果物を使用するために必要な範囲で、当該著作権に基づく利用を無償で許諾するものとします。
 - 第三者が従前から有していた成果物
甲又は乙は、本件委託業務の遂行にあたりOSS（オープンソースソフトウェア）やソフトウェアの画面キャプチャー等の第三者が従前から有していた成果物の著作物が利用された場合は、その第三者が定めるライセンスを遵守するものとします。

第11条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして、本約款及び仕様書に関して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を当該秘密情報受領後1年間、第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。なお、甲及び乙は、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示を行うものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- （1）開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずに公知となったもの。
 - （2）甲又は乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
 - （3）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - （4）相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。
2. 前項にかかわらず、乙は本件委託業務に必要な場合、乙の関連会社に秘密情報を開示できるものとします。但し、乙は、当該関連会社に本約款と同等の秘密保持に関する義務を課し、本約款の違反によって甲に損害が生じた場合は、乙が賠償するものとします。

第12条（支払遅延）

甲が、本件委託業務にかかる本約款及び個別契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、乙に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利15%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第13条（契約期間）

本約款の契約期間は、本件委託業務の発注日から効力を発生し、本件委託業務が完了するまでとします。

第14条（損害賠償）

- 甲及び乙は、本件委託業務にかかる本約款及び個別契約に基づく債務を履行しないこともしくは第17条第1項第1号から7号までのいずれかにでも該当したことにより相手方に損害を与えた場合その損害額等について相手方と協議のうえ、個別契約の解除の無にかかわらず、損害発生の直接原因となった個別契約に定める本件委託業務に対する代金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。但し、故意又は重大過失により相手方に損害を与えた場合はこの限りではありません。
- 前項の規定にかかわらず、乙は、乙の責に帰すことのできない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、弁護士費用については、賠償責任を負わないものとします。また、本条による損害賠償の請求権は、個別契約に定める作業の検収完了日から90日以内に請求を行わなければならないものとします。
- 乙は、本件委託業務の成果物の使用によって甲又は第三者に生じた損害について賠償の責を負いません。
- 甲及び乙は、本条の規定が、本件委託業務に関する甲及び乙の全ての賠償責任を規定したものであることを相互に確認します。

第15条（第三者への委託）

乙は、有償技術サービスの遂行の全部又は一部を、甲の書面による事前の承認を得た上で、乙の責任において再委託することができるものとします。この場合、乙は当該再委託先に対して、第11条と同等の秘密保持義務を負わせるとともに、当該再委託先による義務の履行について責任を負うものとします。

第16条（不可抗力免責）

乙は、天災地変、戦争、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、争議行為、疫病・感染症の流行、サイバー攻撃その他乙の責に帰することのできない事由を原因とした本約款又は個別契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、甲に対して責任を負いません。

第17条（契約の解除）

- 甲又は乙が次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方は何らの通知、催告を要せず直ちに本約款及び未だ履行の完了していない個別契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - （1）手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - （2）差押え、仮差押え又は競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。
 - （3）破産、会社整理開始、会社更生手続を開始又は民事再生手続の申し立てがあったときもしくは、清算に入ったとき。
 - （4）監督官庁により事業停止処分を受け、又は事業許可、事業免許若しくは事業登録等の取消処分を受けたとき。
 - （5）解散もしくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - （6）本約款又は個別契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。
 - （7）その他本約款又は個別契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- 甲又は乙は、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。
- 第1項に基づき本約款が解除された場合は、解除と同時に、個別契約も終了します。

第18条（反社会勢力の排除）

- 本約款の当事者は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、若しくは支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知識暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 本約款の当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 本約款の当事者は、反社会的勢力と取引関係を有してはならず、事後的に、反社会的勢力との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じます。
- 本約款の当事者は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく直ちに本約款又は個別契約の全部又は一部について、履行を停止し、又は解除することができます。この場合において、表明又は確約に違反した当事者は、相手方の履行停止又は解除によって被った損害の賠償を請求することはできません。
- 本約款の当事者は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、これによって被った一切の損害の賠償を請求することができます。

第19条（誠実協議）

本約款及び個別契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

第20条（存続規程）

本約款及び個別契約の終了後にかかわらず、第11条（秘密保持）、第14条（損害賠償）、第21条（合意管轄）及び本条の規定は、引き続きその効力を有します。但し、第11条（秘密保持）、については、本約款及び個別契約の終了後1年間に限り、その効力を有します。

第21条（管轄裁判所）

本約款及び個別契約に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄とします。

別紙1 準委任条項

第1条(委託料基本月額及び支払い方法)

1. 個別契約により、委託料基本月額(消費税別)を定めます。
2. 乙は業務を開始する毎月初めに甲に請求書を送付し、甲は乙の請求月の翌月末日までに、当該請求月の委託料基本月額を支払うものとします。
3. 個別契約において成果物を定める場合(個別契約にて定める契約期間内の実施工数の上限を定める場合を除く。)、契約期間の最終月の委託料基本月額の支払いについては、以下に従います。
 - (1) 乙は、成果物を個別契約に従って甲に納入します。
 - (2) 甲は、成果物の受領後3営業日以内に、当該成果物の内容について確認します。かかる確認の結果、成果物について個別契約に定める条件を満たさないと判断する場合は、甲は、上記3営業日以内にその旨を乙に書面により通知するものとし、当該期間にかかる通知のないときは、甲による成果物の確認が完了したものとします。
 - (3) 乙からの請求書に基づき、甲は成果物の確認完了後、30日以内に乙に最終月の委託料基本月額を支払います。
 - (4) 甲より乙に対して上記(2)の通知があった時は、その内容について甲及び乙は協議し、甲と乙とが成果物が個別契約に定める条件を満たさず、当該不一致が乙の責に帰すべきものであると合意した場合、乙は、商業上合理的に可能な範囲で、自らの費用で本件委託業務を再実施し、成果物を甲に再提出するものとします。
4. 個別契約において契約期間内の実施工数の上限を定める場合は、乙は毎月、実施工数を甲に報告します。積算した工数が上限に達した時点で、本件委託業務の実施完了とするものとしますが、甲は、契約期間の終了まで乙に委託料基本月額を支払います。尚、契約期間終了時に実施工数が上限に達していない場合であっても、委託料金の減額、あるいは、契約期間を超えての実施を行いません。

第2条(その他費用)

1. 本件委託業務の業務遂行のために甲の希望により、乙の従業員について甲の本件委託業務の遂行場所以外への出張や技術トレーニングなどにかかわる交通費、宿泊費、参加費などが発生した場合、その実費を甲が負担するものとします。乙はそれらの費用を個別契約に定める委託料金と共に領収書及びその明細をつけて甲に請求します。
2. その他本件委託業務の実施にあたり必要となる費用については、事前にその目的と効果を甲乙間で充分に協議のうえ都度決定します。

第3条(報告義務)

1. 乙は善良なる管理者の注意をもって本件委託業務を遂行するものとします。乙による本約款及び個別契約上の義務は、善良なる管理者の注意をもって本件委託業務を遂行することに尽きるものとし、その結果に対して責任を負いません。
2. 乙は、実作業内容とその工数を甲の担当者及びその他指定された者に、定期的に報告します。特に本件委託業務開始当初の計画より遅延した場合又はそのおそれがある場合は、速やかにその状況を甲に報告するとともに、甲と協議のうえ必要な対策を実施します。報告方法については甲乙協議のうえ別途定めます。

別紙 2 請負条項

第 1 条 (納入及び検収)

- 乙は、個別契約に従い、所定の成果物を甲に納入します。
- 甲は、前項による成果物の納入後 30 日以内に仕様書に定める検査を行い、成果物が検査基準に合致することを確認した場合は、所定の検収書に甲における主任担当者が記名押印を行ったうえで、これを乙に交付するものとします。検収書が交付されない場合であっても、当該期間内に甲から書面による異議の申し出がない場合は、当該期間満了をもって検査に合格したものとします。なお、この検査合格をもって、甲の検収は完了したものとします。
- 第 1 項に基づき納入された成果物の所有権及び危険負担は、当該検収の完了と同時に、乙から甲に移転します。
- 甲は、乙からの請求書に基づき、甲は当該検収の完了後、30 日以内に乙に個別契約に定める委託料金を支払います。

第 2 条 (契約不適合責任)

前条第 2 項に基づく検収完了後、成果物について仕様書等との不一致が発見された場合には、甲は検収完了日から 30 日以内に乙に通知するものとし、甲及び乙は当該不一致の原因についての協議を行います。協議の結果、当該不一致が乙の責に帰すべきものであると合意された場合には、商業上合理的に可能な範囲で、乙は無償で当該成果物の修正を行います。なお、本条により乙が責任を負う期間は、検収完了日から 30 日が経過する日までとし、当該期間経過後は乙は本条の責任を負いません。